

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年11月1日 |
| 【会社名】 | Shinwa Wise Holdings株式会社 |
| 【英訳名】 | SHINWA WISE HOLDINGS CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 羽佐田 信治 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区銀座七丁目4番12号 |
| 【電話番号】 | 03(5537)8024 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理部長 益戸 佳治 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区銀座七丁目4番12号 |
| 【電話番号】 | 03(5537)8024 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理部長 益戸 佳治 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 100,296,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【募集株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|--|
| 普通株式 | 280,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 2019年11月1日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
 名称: 株式会社証券保管振替機構
 住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 280,000株 | 100,296,000 | - |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 280,000株 | 100,296,000 | - |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、本自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期日 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|----------------|----------|----------------|
| 358.20 | - | 100株 | 2019年11月18日(月) | - | 2019年11月18日(月) |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、本自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、申込期日までに本自己株式処分に係る総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額の払込みを行うものとしします。
4. 払込期日までに、当該株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------------------|------------------|
| Shinwa Wise Holdings株式会社 経理部 | 東京都中央区銀座七丁目4番12号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|------------------|
| 株式会社三井住友銀行 銀座支店 | 東京都中央区銀座六丁目10番1号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|------------|
| 100,296,000 | 2,300,000 | 97,996,000 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用200万円、その他諸費用(書類作成費用・外部調査費用等)30万円となります。直接金融による資金調達にあたっては、当該費用の支出は必然であることから、当該費用の支出は合理的なものと判断しております。

(2)【手取金の使途】

| 具体的な使途 | 金額(千円) | 支出予定時期 |
|------------|--------|------------------|
| 既存借入金の返済資金 | 97,996 | 2019年11月～2020年2月 |

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社は1989年の設立以来、美術品の公開オークションを主な事業としてまいりました。美術品の価格は景気の影響を受けやすく、バブル崩壊以降のデフレ経済の中で一貫して低迷しております。これまでに多少の回復の兆しが見られた局面もありましたが、2007年のリーマンショック、2011年の東日本大震災を経て更に下落いたしました。そして、昨年後半からは、特にこれまで当社が主力として取り扱ってきた近代美術のジャンルの中低価格帯の作品の相場が大きく下落するとともに、市場全体の流通量が大幅に減少し、この現象は依然として継続しております。オークションへの出品作品の募集環境は以前にも増して厳しく、当社にとって軽視できない状況にあります。

そのような中、当社は、2019年8月27日、新中期事業計画を策定し、グループ全体の利益を確実に上げられる企業体質を実現するために、「アートで収益を上げる」をスローガンに掲げ、美術品取引市場の拡大、活性化を推し進めるために、まず近代美術以外の新たな柱となり得る戦後・現代美術へのシフトを実現し、事業ポートフォリオの早急な見直しを行っていくことといたしました。一方で、当社がこれまで継続して手掛けてきた、「日本近代美術再生プロジェクト」と題した日本の近代美術の再評価と価値付けには、引き続き子会社Shinwa Auction株式会社が手掛けるオークション事業と子会社Shinwa Prive株式会社が手掛ける画廊事業の両面から、マーケットメーカーとしての役割を更に鮮明に打ち出して取り組んでまいることといたしました。

これまで約30年間一貫して主力作品として取り扱ってきた日本の近代美術から戦後・現代美術へのシフトは、当社の将来にとって極めて重要な施策であり、必ず実現しなければなりません。

また、ブロックチェーン等の技術を活用した美術品管理のプラットフォームの開発の機運の高まりは世の中の大きな流れであり、美術品取引をより活発に行える環境作りを念頭に当社はこれまでも株式会社レジストアート(本社:東京都港区、代表取締役社長:竹林陽一)と資本業務提携契約を締結して、その開発に参画してまいりましたが、今後も継続して取り組んでいく必要があると考えています。

これらを確実に実現していくために相当の困難を乗り越えなければならない当社にとって、社外の協力者、応援者の存在は有難く、これまでも多くの方々から当社の経営や事業に賛同していただき、様々な協力関係の申し出をいただいております。今回の割当予定先である水口翼氏(以下「水口氏」といいます。)、小島祐毅氏(以下「小島氏」といいます。)の両氏にもまた、当社の経営に対して深い理解を示していただいております。本自己株式の処分につきましては、申し出があった時期は異なるものの、本年4月頃までには当社取締役会長倉田陽一郎が取引関係者、美術業界関係者や懇意にしている経営者との情報交換の中から、水口氏及び小島氏を含む8名の方より当社の株式を保有することを含め当社を応援したい旨の申し出が当社取締役会長倉田陽一郎にあり、具体的に本自己株式の処分の検討を開始した本年9月下旬の時点では、具体的に当社の株式を保有した上で当社を応援したいとの申し出は、最終的に水口氏及び小島氏の2名になりました。

当社孫会社に対して医療系検索エンジン開発のためのコンサルティング業務の依頼があったことをきっかけに、取引以外のところで経営者同士としての交流が始まった水口氏は、サイブリッジグループ株式会社の代表取締役であり、同社はインターネットのホームページの企画及び制作や、ユーザー認証、検索システム、アクセス解析等の一般的なものから、ポータルサイト、予約管理、コンテンツ管理システム等のシステム開発も手掛けており、当社がブロックチェーン技術を利用した美術品管理のプラットフォームの開発事業にも参画していることを知り、システム開発事業者としての視点から、様々な可能性を一緒になって模索していくことに賛同していただいております。また2008年に開催されたアートフェア「マンシーズ・アートナイト」で作品を購入していただいたのを契機に交流が始まった小島氏は、投資家であって且つ美術品コレクターであり、美術品

を新たな投資対象として資産ポートフォリオに組み込んでおられます。特に近年では、当社グループが手掛けるミャンマーアートにも関心を持たれており、積極的に収集されておられます。両氏からは、当社の新中期事業計画中の重要な事業戦略である戦後・現代美術へのシフト及びブロックチェーン技術を活用した美術品管理プラットフォームの開発に関して、それぞれの得意分野からの専門的なアドバイスを適宜いただくなど、当社の新中期事業計画達成に応援団として積極的に関与していただける旨の申し出をいただいております。当社がこの両氏に、一定程度当社の株式を保有していただき、より強固な協力関係を構築することは、当社の新中期事業計画達成に向けて極めて有意義なことであると考えます。

よって、水口氏及び小島氏の両氏に、この度の第三者割当により当社の株式を引受けていただくことといたしました。割り当てる株式につきましては、新株式の発行も検討いたしました。現在当社が保有している自己株式612,800株のうちの一部を有効活用することといたしました。当社の自己株式につきましては、当社が過去に発行した有償新株予約権(第12回新株予約権及び第14回新株予約権)が行使された際に割り当てにより処分することとしていたところ、2019年1月31日付「新株予約権の消滅に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当該有償新株予約権が全て放棄により消滅したため、使用目的が未定となっていたものであります。

当社の自己株式は、2019年1月31日時点で852,800株ありましたが、当社役員の持株比率を高めることを直接の目的として、2019年8月22日付で、当社取締役会長倉田陽一郎に対し、第三者割当の方法により240,000株を割り当てることにより処分しており、この自己株式の処分により調達した資金96,960,000円は、既存借入金の返済の一部資金及び運転資金の一部として充当しております。本自己株式処分は、当社の自己株式200,000株を水口氏に、また当社の自己株式80,000株を小島氏に第三者割当の方法により処分するものであり、これによる差引手取概算額97,996千円は、既存借入金の返済期日における返済資金に充当する予定であります。

当社は2018年5月期の連結業績から、2期連続で営業損失を計上(2018年5月期:181,854千円、2019年5月期:86,047千円)しており、その影響により、2018年5月期の連結業績において親会社株主に帰属する当期純損失257,306千円を、2019年5月期の連結業績において親会社株主に帰属する当期純損失56,546千円をそれぞれ計上しております。2019年5月末時点における当社グループの現金及び預金の残高は、1,223,162千円、借入金残高は、総額1,475,814千円(うち短期借入金1,112,542千円、1年内返済予定長期借入金147,932千円、長期借入金215,340千円)となっております。2020年5月期第1四半期では、売上高270,663千円と対前年同四半期比で624,224千円減少した影響により、営業損失164,379千円(前年同四半期では3,499千円の営業損失)を計上しており、また、2019年8月末時点における借入金残高は計1,069,149千円(短期借入金745,810千円、1年内返済予定の長期借入金129,932千円、長期借入金193,407千円、総額で406,665千円減少)と借入金の返済を進めたため、2019年8月末時点における当社グループの現金及び預金の残高は748,512千円(2019年5月末時点における現金及び預金の残高は1,223,162千円)となり、現金及び預金残高は急激に減少しております。長期借入金は主に設備資金に充当しており、一部を運転資金としております。短期借入金は主に在庫仕入資金としておりますが、従来より美術品の在庫につきましては、その市場性より売買のサイクルは仕入後1年以上経過する作品も多く、在庫仕入資金も必要期間を考慮しますと短期の借入でなく自己資金での仕入が好ましいと考えております。今回の第三者割当は、業績悪化に伴う資金繰りの悪化を解消することを目的としたものではなく、保有する自己株式を処分することで、安定株主の確保を通じた応援団の形成を第1目的としており、その上で、自己株式処分により得られた資金を有効に活用することを企図しており、本自己株式処分による調達資金については、企業価値向上のための事業拡大投資へ充当すべきとの考えがある中で、まずは、自己資本比率をはじめとする財務の健全性を示す指標を高めることを優先したいと考え、本自己株式処分の調達資金全額を今後返済期限が到来となる在庫仕入に係る既存借入金の返済の一部に充当し、有利子負債を減らし財務体質の改善を進めつつ、今後の事業拡大投資を機動的に行うための体制を整えて参ります。これは当社グループの今後の成長に繋がるものであり、当社の中長期的な企業価値の向上、ひいては既存株主の皆様利益拡大につながるものと考えており、かかる資金使途は合理性があるものと判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先1

a．割当予定先の概要

| | |
|------------|------------------------------|
| 氏名 | 水口 翼 |
| 住所 | 東京都渋谷区 |
| 職業の内容 | サイブリッジグループ株式会社代表取締役 |
| 勤務先の名称 | サイブリッジグループ株式会社 |
| 勤務先の所在地 | 東京都港区南青山六丁目2番9号 |
| 勤務先の主な事業内容 | インターネットのホームページの企画及び制作、システム開発 |

b．提出者と割当予定先及び割当予定先の勤務先との間の関係

| | |
|------|---|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術関係 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | 該当事項はありません。なお当社孫会社であるシンワメディコ株式会社が過去にコンサルティング業務を受託しておりました。 |

割当予定先2

a．割当予定先の概要

| | |
|------------|--------------------------|
| 氏名 | 小島 祐毅 |
| 住所 | 東京都港区 |
| 職業の内容 | 小島合同会社代表社員 |
| 勤務先の名称 | 小島合同会社 |
| 勤務先の所在地 | 東京都千代田区富士見二丁目10番3 - 3209 |
| 勤務先の主な事業内容 | 不動産賃貸業 |

b．提出者と割当予定先及び割当予定先の勤務先との間の関係

| | |
|------|---------------------------------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術関係 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | 小島氏には、過去に一般顧客として美術品を購入していただいたことがあります。 |

（注） 各割当予定先の概要、当社と割当予定先及び割当予定先の勤務先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c．割当予定先の選定理由

水口氏及び小島氏を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」にも記載いたしましたとおり、本自己株式処分の主たる目的は、当社が新中期事業計画を遂行するにあたっての当社の応援団の形成であります。

水口氏は、サイブリッジグループ株式会社の代表取締役であり、同社はインターネットのホームページの企画及び制作や、ユーザー認証、検索システム、アクセス解析等の一般的なものから、ポータルサイト、予約管理、コンテンツ管理システム等のシステム開発も手掛けています。

サイブリッジグループ株式会社は、昨年、日本の病院・医師・薬事情報等のデータベースの構築をグループ会社で受注していました。しかしながら、同社は医療系のネットワークを持たないため、当社の孫会社でメディカル関連事業を手掛けるシンワメディコ株式会社に対して医療系検索エンジン開発のためのコンサルティング業務の依頼があったところから、シンワメディコ株式会社代表取締役社長である倉田陽一郎（当社取締役会長）と水口氏の交流が始まりました。以降、水口氏には、成熟して大きな市場を形成している欧米の美術市場に対して、バブル崩壊以降30年近く低迷している日本の美術市場を再生させるために奮闘している当社グループの姿勢に共感を持っていただいております。その中で、水口氏は、当社がブロックチェーン技術を利用した美術品管理のプラットフォームの開発事業にも参画していることを知るに至り、システム開発事業者としての視点から、様々な可能性を一緒に模索していくことに賛同され、当社の応援者の一人として今回の割り当てを引き受けていただくこととなりました。

小島氏は、不動産賃貸事業や株式投資事業等を営む投資家であり、美術品のコレクターであります。2008年に東京の麻布十番で開催されたアートフェア「マンシーズ・アートナイト」に当社が作品の販売ブースを出展した際、小島氏に作品を購入していただいたのを契機に、当社との交流が始まりました。投資家である小島氏は、当社からの購入を契機に、コンテンポラリーアートの収集に興味を持たれる様になり、美術品を新たな投資対象として資産ポートフォリオに組み込むようになりました。近年では、当社の子会社であるShinwa ARTEX株式会社が文化支援事業として手掛けているマンマーアートにも関心を持たれており、同社を通じて積極的に収集されています。

当社は、新中期事業計画の中で「アートで収益を上げる」をスローガンに掲げておりますが、小島氏は、当社グループがこれまで手掛けてきた近代美術以外に、戦後・現代美術についても積極的に取り組んでいくという指針表明に大いに共感を持たれ、当社の応援者の一人として今回の割り当てを引き受けていただくこととなりました。

本自己株式処分は、当社応援団形成の一環として、水口氏及び小島氏との関係をより強化することが大きな目的であります。両氏ともに現時点において十分な資金を確保できることが具体的に見込まれており、本自己株式処分により両氏に当社株式を保有していただくことは、両氏との迅速且つ確実な関係強化により、当社の新中期事業計画の遂行の一部に良い影響をもたらすものと判断しております。

こうしたことから、水口氏及び小島氏は、ともに本自己株式処分の割当先として最適であると判断し、両氏を割当先として決定いたしました。これにより、中長期的にも当社の成長と企業価値の向上を十分見込めるものと認識しており、既存株主の皆様の利益拡大につながるものと判断しております。

d．割り当てようとする株式の数

| | |
|-------|----------|
| 水口 翼 | 200,000株 |
| 小島 祐毅 | 80,000株 |

e．株券等の保有方針

割当予定先である水口氏及び小島氏からは、割当する株式の保有方針について、中期的に継続して保有する意向である旨の報告を当社取締役会長である倉田陽一郎が口頭で受けております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分に係る当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である水口氏の複数銀行預金口座の2019年10月30日時点の過去6か月の入出金残高明細を受領すると共に財産状況に関するヒアリングを行い、本自己株式処分に必要な資金を上回る現預金を有すること、当該資金が全額自己資金であること及び払込を確実に実行することについて水口氏から口頭にて確認しております。

当社は、割当予定先である小島氏の複数銀行預金口座及び証券口座の2019年10月30日時点の残高明細及び銀行口座については過去6か月の入出金明細を受領すると共に財産状況に関するヒアリングを行い、本自己株式処分に必要な資金を上回る現預金を有すること、当該資金が全額自己資金であること及び払込を確実に実行することについて小島氏から口頭にて確認しております。

以上により、水口氏及び小島氏は本自己株式処分の払い込みに必要且つ十分な資金を有しており、本自己株式処分の払い込みについて問題はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先である水口氏及び小島氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、両氏からも、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の表明書及び保証書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、並行して、企業調査、信用調査を始め、各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(東京都目黒区上目黒4-26-4：代表取締役 中村勝彦)に、2019年10月4日に割当予定先についての調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2019年10月9日時点において、反社会的勢力等への関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

本自己株式処分の発行価額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(2019年10月31日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値の398円を参考として、1株358.20円(ディスカウント率10.00%)といたしました。本自己株式の処分につきましては、本年4月頃までに水口氏及び小島氏を含む取引関係者、美術業界関係者や懇意にしている経営者8名の方より当社の株式を保有することを含め当社を応援したい旨の口頭での申し出が当社取締役会長倉田陽一郎にあり、調整を開始いたしました。当社の決算期が5月末であることから一旦調整を中断いたしました。その後の当社の株価上昇により、当社が調整を再開した本年9月下旬の時点では、具体的に当社の株式を保有した上で当社を応援したいとの申し出は、水口氏及び小島氏の2名になりました。従いまして、発行価額につきましては、当社の業績が2期連続の赤字業績であること、2019年5月以降の当社普通株式の終値が上昇している(2019年4月以降の当社普通株式の月毎の終値平均は、2019年4月282.55円が、同年5月351.84円、同年6月368.75円、同年7月370.68円、同年8月437.90円、同年9月449.00円、同年10月528.14円となっております。)こと、これだけの株価の上昇にもかかわらず、割当希望株式数を減らすことなく、引き続き当社の株式の保有を申し出てくださっていること等を勘案し、当社から10%のディスカウントを申し出、割当予定先と協議した上で決定いたしました。

なお、当該直前営業日の1か月間の終値平均528.14円に対するかい離率は32.18%、当該直前営業日の3か月間の終値平均472.43円に対するかい離率は24.18%、当該直前営業日の6か月間の終値平均418.30円に対するかい離率は14.37%となっております。

本自己株式処分の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の直前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて発行価額を算定するよりも、2019年10月10日付「2020年5月期第1四半期決算短信(連結)」において公表した直近の決算状況を反映して形成されている取締役会決議日の直前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

さらに、この発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、以上により本自己株式処分の発行価額は、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、2019年11月1日開催の上記取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、上記算定根拠による発行価額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、且つ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定されたものであり、本自己株式処分の内容、当社を取り巻く事業環境、直近の当社の業績動向、当社の株価変動等を総合的に勘案して、発行価額を決定していることにより、特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の2019年5月31日現在の発行済株式総数7,439,900株(総議決権数65,858個)に対して、本自己株式処分により処分される株式数は280,000株(議決権数2,800個)であり、上記のとおり当社役員の持株比率を高めることを直接の目的として、2019年8月22日付の当社取締役会長倉田陽一郎に対する第三者割当の方法により処分した自己株式240,000株(議決権数2,400個)を踏まえて計算しますと、発行済株式総数に対して3.76%(総議決権数における割合は4.10%)の希薄化が生じます。

しかしながら、本自己株式処分の目的は、当社の新中期事業計画中の重要な事業戦略であり両氏の得意分野である戦後・現代美術の取り扱いにシフトしていくこと及びブロックチェーン技術を活用した美術品管理プラットフォームの開発に関して、水口氏、小島氏の両氏の各得意分野からの専門的なアドバイスを適宜いただくなど、当社の新中期事業計画達成に向けて積極的に関与していただける当社の応援団形成の一環であり、また当社の安定株主形成の一環でもあります。これらは、当社の中長期的な成長と企業価値の向上に資するものであると考えており、その比較検討において、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、合理的な範囲のものであると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所 有株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|--------------------------|--|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| 倉田 陽一郎（常任代理人 三田証券株式会社） | Mid-Levels, Hong Kong（東京都中央区日本橋兜町3-11） | 100,000 | 1.52 | 340,000 | 4.78 |
| 株式会社ジャパン・ヘルス・サミット | 宮城県仙台市青葉区本町2-14-24 | 336,500 | 5.11 | 336,500 | 4.74 |
| 采豊投資有限公司（常任代理人 三田証券株式会社） | Room 1402, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong（東京都中央区日本橋兜町3-11） | 330,000 | 5.01 | 330,000 | 4.64 |
| 土屋 允誉 | 東京都港区 | 300,000 | 4.56 | 300,000 | 4.22 |
| 株式会社アセットマネジメント | 愛知県名古屋市中区主税町4-85 | 290,000 | 4.40 | 290,000 | 4.08 |
| 水口 翼 | 東京都渋谷区 | - | - | 200,000 | 2.81 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1-2-10 | 187,100 | 2.84 | 187,100 | 2.63 |
| 株式会社376 | 東京都港区北青山3-6-7 青山パラシオタワー11F | 149,200 | 2.27 | 149,200 | 2.10 |
| 楽天証券株式会社 | 東京都世田谷区玉川1-14-1 | 132,500 | 2.01 | 132,500 | 1.86 |
| 中川 健治 | 神奈川県横浜市磯子区 | 130,000 | 1.97 | 130,000 | 1.83 |
| 計 | - | 1,955,300 | 29.69 | 2,395,300 | 33.69 |

（注）1．所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2019年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2019年5月31日現在の議決権数65,858個に、2019年8月22日付で、当社取締役会長倉田陽一郎に対し、第三者割当の方法により処分した自己株式240,000株に係る議決権数2,400個及び本自己株式処分によって割り当てられる株式数280,000株に係る議決権数2,800個を加算した後の総議決権数71,058個に対する割合であります。

3．上記表には当社保有の自己株式は含まれておりません。

4．上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第30期有価証券報告書及び四半期報告書(第31期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の第30期有価証券報告書に記載された資本金等について、当該有価証券報告書の提出日(2019年8月30日)以後、本有価証券届出書提出日(2019年11月1日)までの間において、増減はありません。

3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第30期有価証券報告書の提出日(2019年8月30日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2019年9月2日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2019年8月29日開催の当社第30回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年8月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額19,761,300円

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年8月30日

第2号議案 定款一部変更の件

業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結するため、当社定款第30条及び第41条について所要の変更を行う。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、羽佐田信治、倉田陽一郎、石井一輝、関村也寸志及び木下邦彦の各氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、佐野洋二及び南隆の両氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) (注)4 |
|--------|--------|-------|-------|------|--------------------------|
| 第1号議案 | 39,497 | 511 | 0 | (注)1 | 可決(98.06%) |
| 第2号議案 | 39,417 | 582 | 0 | (注)2 | 可決(97.86%) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 羽佐田 信治 | 39,511 | 497 | 0 | | 可決(98.09%) |
| 倉田 陽一郎 | 39,309 | 699 | 0 | | 可決(97.59%) |
| 石井 一輝 | 39,511 | 497 | 0 | (注)3 | 可決(98.09%) |
| 関村 也寸志 | 39,522 | 486 | 0 | | 可決(98.12%) |
| 木下 邦彦 | 39,482 | 526 | 0 | | 可決(98.02%) |
| 第4号議案 | | | | | |
| 佐野 洋二 | 39,471 | 537 | 0 | (注)3 | 可決(97.99%) |
| 南 隆 | 39,463 | 545 | 0 | | 可決(97.97%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席分のうち、各議案の賛否に関して賛成の意思表示を確認することができた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して賛成の意思表示を確認することができた議決権の数を合計したことにより、各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の意思表示を確認することができていない議決権の数は加算しておりません。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第30期) | 自 2018年6月1日 至 2019年5月31日 | 2019年8月30日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第31期第1四半期) | 自 2019年6月1日 至 2019年8月31日 | 2019年10月11日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年8月30日

Shinwa Wise Holdings株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 印
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているShinwa Wise Holdings株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings株式会社及び連結子会社の2019年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、Shinwa Wise Holdings株式会社の2019年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、Shinwa Wise Holdings株式会社が2019年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が連結財務諸表に添付する形で、別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月30日

Shinwa Wise Holdings株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 印
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているShinwa Wise Holdings株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings株式会社の2019年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が財務諸表に添付する形で、別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年10月11日

Shinwa Wise Holdings株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 安河内 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているShinwa Wise Holdings株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年6月1日から2019年8月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年6月1日から2019年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings株式会社及び連結子会社の2019年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。